

平成 22 年 12 月 14 日

要望項目等に関する最終整理案
[地方税]

【法人住民税、事業税関係】

(他税目に共通するものを含む)

法人税制〔地方税〕（案）

- 国税・地方税を合わせた法人実効税率を5%程度引き下げるため、法人税の基本税率の引下げに伴い、法人住民税率を維持することとし、法人住民税の実効税率を0.87%引き下げる。

- 法人実効税率の引下げに伴い、法人住民税について次の措置を講ずる。
 - (1) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を廃止する。
 - (2) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例（控除限度額の割増）について、適用期限の到来をもって廃止する。

- 法人税の中小法人の軽減税率の引下げを法人住民税に反映することに伴い、法人住民税について中小企業等基盤強化税制を廃止する。

- 法人実効税率の引下げによる都道府県と市町村の法人関係税の増減収を調整するため、平成24年度から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する。

- 法人住民税及び法人事業税について、欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずる。

法人住民税・事業税（案）

○ 雇用促進税制（案）

（新設）

公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った中小企業者等が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当該事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、2人以上増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合には、一定の要件の下、当該事業年度の法人税額から、増加した雇用保険一般被保険者の数に20万円を乗じた金額を控除する措置を法人住民税に適用する。（内閣要望－3、追1、追2、厚労要望－追1、経産要望－追2）

○ 環境関連投資促進税制（案）

（新設）

中小企業者等が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合に、選択適用できることとされた取得価額の7%の法人税の税額控除を法人住民税に適用する。（経産要望－25、厚労要望－22、農水要望－14～17、環境要望－6）

○ 総合特区制度、アジア拠点化推進税制（案）

（新設）

(1) 総合特区制度の創設に伴い、次の措置を講ずる。（内閣要望－1（1））

- ① 国際戦略総合特別区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人が、認定国際戦略総合特別区域計画に記載された事業を行うために一定の規模以上の設備等の取得等をしてその事業の用に供した場合に選択適用できることとされた法人税の特別償却について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講ずる。
- ② 国際戦略総合特別区域内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人（当該区域内において設立された法人又は当該区域内に本店若しくは主たる事務所を有する法人のうち一定の規模以上の設備等の取得等をしたものに限る。）が、専ら認定国際戦略総合特別区域計画に記載された規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う場合に、当該指定の日から5年間、できることとされる法人税の所得控除について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講ずる。

- (2) アジア拠点化を推進するための制度の創設に伴い、国際的外国会社による国内設立会社で、専ら、国際的統括事業又は研究開発事業を行うものが、主務大臣の国際的統括事業計画又は研究開発事業計画の認定を受けた場合に、これらの事業計画の認定の日から5年間、できることとされる法人税の所得控除について、法人住民税及び法人事業税に反映する措置を講ずる。

また、所得税の特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストック・オプション税制）に係る措置についても、個人住民税に反映する措置を講ずる。（経産要望－14）

○ その他の税負担軽減措置等

（廃止・縮減等）

- (1) 法人住民税について試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例について、適用期限の到来をもって廃止する。（経産要望－23、総務要望－6）
- (2) 法人住民税についてエネルギー需給構造改革推進投資税制を廃止する。（経産見直し－2、厚労見直し－4）
- (3) 法人住民税について中小企業等基盤強化税制を適用期限の到来をもって廃止する。（経産要望－26～29、総務要望－7、文科要望－9、厚労要望－25～27、農水要望－7、国交要望－41、文科見直し－1、厚労見直し－2～3、経産見直し－3～6）
- (4) 商工組合等の留保所得の特別控除制度が適用期限の到来をもって廃止されることに伴い所要の措置を講ずる。（経産要望－31、厚労要望－29）